令和５年度退職手当及び共済事業 事務担当者等説明会

≪　説　明　内　容　≫

1．退職手当の仮裁定調書について
2．退職手当に係る事務手続きについて（担当者向け）
3．退職後の各種共済事業の利用について

≪　配　布　資　料　≫

- 資料1～12（冊子資料・パンフレット等）
- 退職手当の仮裁定調書について（スライド資料）
- 退職手当に係る事務手続きについて（スライド資料）
- 退職手当仮裁定調書

退職手当の仮裁定調書について
【令和５年度退職手当及び共済事業 事務担当者等説明会】

令和5年11月

鹿児島県市町村総合事務組合 事業１課退職手当係

使用する資料

2

- 令和５年度退職手当説明資料（資料１）
- 退職手当の仮裁定調書について（本スライド資料）
- 退職手当仮裁定調書

（60歳到達者及び、退職予定者としてご報告があった方に配布しています。）

はじめに・・・（「定年引上げ」に関する説明の方針）

- 令和5年度から令和13年度までの間、定年年齢が段階的に引き上げられる。

年度	令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度	令和13年度～
定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

- 段階的引き上げ期間中は、給料について主に以下の2つの措置が行われる。

①管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

②給料月額の7割措置

※①、②とも、60歳に達した年度の翌年度からの適用が多いと思われる。

退職手当制度においても、特別な措置が設けられているが、令和5年度は、引上げ後の定年（61歳）で退職する者は基本的にいないため、60歳までに退職する場合の退職手当を中心に説明する。

3

（76頁） 退職手当裁定調書のサンプル

〈76頁上段〉

13 退職手当裁定調書について

令和５年度　**退 職 手 当 裁 定 調 書**　①第200-1号　本人用

先に請求のありました退職手当については，本組合退職手当の規定に基づき次のとおり裁定しましたので通知します。

受付年月日	令和６年４月５日
裁定年月日	令和６年４月10日
送金年月日	令和６年４月15日

② 所属署名	九州町	⑤ 就職年月日	昭和61年４月１日 ＜ 16頁，19～21頁
③ 職名	一　般	⑥ 退職日	令和６年３月31日
④ 氏名	鹿児島　一郎	⑦ 在職年月数	38年０ヶ月
		⑧ 退職事由	定　年
遺族氏名		⑨ 適用条項	第５条第１項
続柄		生年月日	昭和39年１月５日　年齢　60 歳
⑩ 現住所	鹿児島郡鹿児島町鹿児島三丁目３-３		
１月１日の住所	九州郡九州町九州二丁目１番地１号		

- ①～⑳の各項目について、次ページ（77頁）で説明。
- 矢印の中に書いてあるページで、その矢印が指す部分の条例上の根拠を説明。
- 70頁〈事例1〉に、当該サンプルに応じた計算例を記載。

4

（76頁下段） 退職手当裁定調書の計算過程

〈76頁下段〉

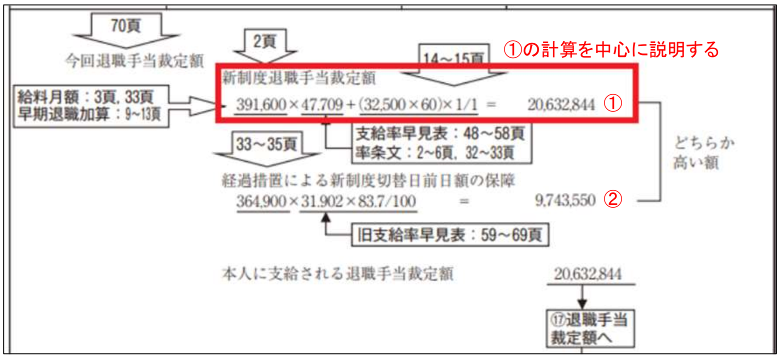

【①、②の計算について】

①実際の退職日における給料月額、勤続期間等で計算した額

②給与構造改革前日に退職したと仮定し、同日における給料月額、勤続期間等で計算した額（保障額の計算）

平成18年3月31日（※）

※一部の団体は適用日が異なる

・①、②の中で、最も高い額を退職手当として支払う

<u>・基本的に①の方が高くなるため、①について説明する</u>

5

（2頁中段） 一般の退職手当の計算式

【2頁中段　抜粋】

退職手当＝基本額（<u>退職日給料月額</u>×<u>退職理由別・勤続期間別支給率</u>）

＋調整額（職務給の履歴をもとに算定）　（第2条の4）

〈76頁参考〉

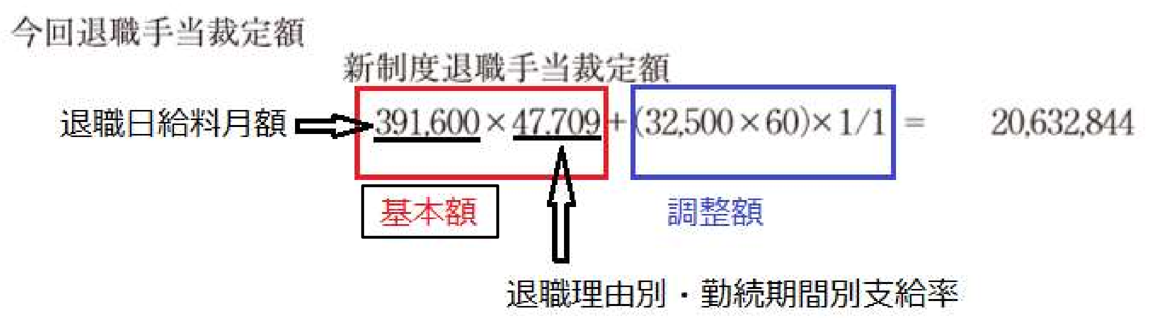

6

（3頁下段） 退職手当の基本額（退職日給料月額）

【3頁下段　抜粋】

1　退職日給料月額（第3条第1項）

退職手当の算定の基礎となる給料月額は退職の日の給料月額による。

・給料の調整額（**管理監督職勤務上限年齢調整額**等）は，退職日給料月額に含む。

・経過措置の差額は，退職日給料月額に含まない（33頁中段，附則第64項）。

⇒<u>原則、給料表に規定の金額となる</u>（給料の調整額を適用する場合を除く）。

○「給料の調整額」とは・・・

・職員の職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が特殊な職員の職に対しては、その特殊性により、条例で定めるところにより、給料月額の一定割合を超えない範囲内でその給料月額を調整して支給することが認められている。

例：保育士、医師　等　（所属自治体の条例で規定されている場合に限る。）

・諸手当とは異なり、「給料そのもの」として扱われるため、退職手当の算定にも含まれる。

・<u>役職定年に伴う「**管理監督職勤務上限年齢調整額**」についても、同様の取扱いとなる。</u>

7

（9頁下段～12頁上段） 早期退職者に係る退職日給料月額の加算（基本額の特例）

【11頁下段 抜粋】

⑵ 勧奨退職及び応募認定退職の特例措置としての給料月額への加算 （第5条の3）

① 対象者 勤続期間が20年以上であり，一定の年齢以上である者

旧定年60歳の場合 （勧奨）50歳以上，（応募認定）45歳以上

② 特例給料月額の計算

（勧奨） 退職日の給料月額×（1+（2％×旧定年(60歳)までの残年数））

（応募認定） 退職日の給料月額×（1+（3％×旧定年(60歳)までの残年数））

〈71頁 事例2〉

退職日：令和6年3月31日（勤続20年以上） 退職事由：応募認定退職

退職日給料月額：行（一）5級85号給（391，000円） 年齢：58歳 旧定年60歳

391，000×｛1＋（0．03×2）｝＝391，000×1．06＝414，460円

定年までの残年数

8

（9頁下段～12頁上段） 早期退職者に係る退職日給料月額の加算（定年引上げ関係）

（参照）「定年引上げの実施に向けた質疑応答（第8版）」問18-5（11頁上段） 抜粋

・令和5年4月1日からの定年引上げ後の割増し対象について、国家公務員において、定年引上げ完成後の定年から20年を減じた年齢から引上げ後の定年までの20年以内に退職したものとされている。

⇒割増し対象は、「定年65歳－20年＝45歳以上」。

・定年引上げ後の割増しの率については、当分の間、定年引上げ前の割増率を維持する（ただし、一般職員に限っては、定年引上げ前の定年年齢と退職時年齢との差が1年未満である場合2％としていたのは、3％とする）。

⇒応募認定退職の割増しの率は、一律3％。

【参考】定年引上げ前（令和4年度まで）は、59歳0月～5月は2％、59歳6月以上は0％。

・割増しの期間については、定年引上げ前の定年から15年を減じた年齢から定年までの15年に限ることとされている。

⇒割増しの期間は、45歳（45％）から59歳（3％）まで。

9

（46～58頁） 退職手当の基本額（退職理由別・勤続期間別支給率）

○（46頁）一般職の退職理由別・勤続年数別退職手当基本額支給率一覧表

・適用条項：第3条、第4条、第5条

（条文及び詳細な説明は2頁下段～6頁を参照）

・支給率上限：47．709（32頁、附則第22項）

※　定年・応募認定等の場合、勤続35年で上限。

<u>**※　60歳到達後の退職は、「定年扱い」となる。**</u>

（附則第68項～70項）

○（48～58頁）一般職の退職手当基本額の月別支給率早見表

〈76頁参考〉

・退職理由（⑧退職事由）：定年

・勤続期間（⑫差引在職年数）：37年6月

⇒<u>支給率：47．709</u>（57頁表　該当箇所）

〈76頁〉

⑧ 退 職 事 由	定　　年
⑫ 差 引 在 職 年 数	37年　6.0ヶ月

〈57頁〉

年	月	自己都合	定　年
37	0	41.766300	47.709000
37	1	41.850000	47.709000
37	2	41.933700	47.709000
37	3	42.017400	47.709000
37	4	42.101100	47.709000
37	5	42.184800	47.709000
37	6	42.268500	47.709000

（8頁～9頁） 基本額のピーク時特例（第5条の2・基本的な考え方）

・在職期間中に、給与改定以外の理由により給料月額の減額があった場合に、ピーク時の給料月額及び勤続年数で計算した退職手当の基本額を保障。（第5条の2）

・「わたり是正」や「希望降任」等により降級となったことのある職員が該当する。

・定年引上げに伴う60歳到達者に対する<u>**「給料月額7割措置」による減額も、ピーク時特例の対象**</u>となる。（附則第72項）

〈計算例〉

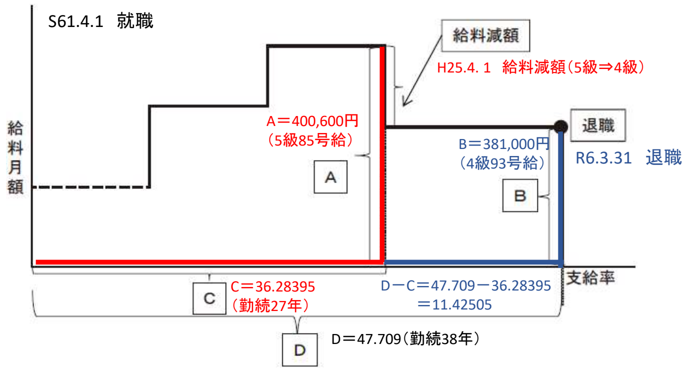

ピーク時特例による基本額

＝（A）×（C）＋（B）×（D-C）

＝400,600×36.28395

＋381,000×(47.709-36.28395)

＝14,535,350.37＋4,352,944.05

＝<u>18,888,294円</u>（円未満切捨て）

（8頁～9頁） 基本額のピーク時特例（特殊なケース）

・ピーク時特例は、給料の調整額が適用されなくなった場合にも該当しうる。
異動等により直接保育に従事しなくなった保育士などがそれにあたる。

〈例〉 保育士調整額 3%、令和3年4月から本庁へ異動

昇給歴	令和 3年 3月31日	行（一）5級93号給	404，790円（ア）
			調整額含む（393，000円×1．03）
	令和 3年 4月 1日	行（一）5級93号給	393，000円
退職日	令和 6年 3月31日	行（一）5級93号給	393，000円（イ）

（ア）＞（イ）となるため、ピーク時特例により、令和3年3月31日までの給料月額及び勤続年数で計算した退職手当の基本額が保障される。

12

（17頁） 勤続期間の計算（休職月等：在職期間から除算される期間）

(1) 在職期間から除算される期間（第7条第4項・17頁）

除算される期間	主な休職等の種類
①全期間	専従休職
②2分の1	病気休職、停職、 育児休業（子が1歳に達した日の属する月の翌月以降）
③3分の1	育児休業（子が1歳に達した日の属する月まで）、 育児短時間勤務

〈76頁参考 ⑪除算・減算期間〉

⑪除算・減算期間	平成12年４月１日～ 平成13年３月31日	6ヶ月
		17頁
	計	6ヶ月
⑫差引在職年数	37年 6.0ヶ月	

〈育児休業の例〉

育休期間：平成30年4月10日～令和元年9月30日

子の1歳の誕生日：令和元年2月12日（子が1歳に達した日の属する月：令和元年2月）

⇒3分の1除算：平成30年4月10日～令和元年2月28日 ⇒ 10月 ×1/3＝3.33月

2分の1除算：令和 元 年3月 1 日～令和元年9月30日 ⇒ 7月 ×1/2＝ 3.5月

→ **6.83月**

※ 月の途中から（又は月の途中まで）の休職等の場合、当該月は除算しない。

(2)除算される期間に1未満の端数がある場合（17頁中段）

端数を切り上げた数を除算する。〈例〉1.5月→**2月**　6.83月⇒**7月**

13

（19頁下段～21頁） 非常勤職員期間の取扱い（退手支給要件）

・非常勤職員（令和2年4月1日以後は「フルタイム会計年度任用職員」）で次の要件を満たすものについては、**「職員」とみなして、退職手当を支給する。**（第2条第2項）

> ①常勤職員と同様の勤務時間で、
> ②勤務した日が1月に必要な日数(※1)以上ある月が引き続き12月(※2)を超え、
> ③12月(※2)を超えた以後も引き続き必要な日数(※1)以上勤務すること。

※1　1月に必要な勤務日数は、次のとおり。

- 平成2年6月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・22日
- 平成2年7月から平成5年6月まで・・・20日
- 平成5年7月から令和4年9月まで・・・18日
- 令和4年10月から ・・・・・・・・・・・・・・・・・18日又は「職員みなし日数」

職員みなし日数＝18日－（20日－土日祝日及び年末年始休暇を除く1月の日数）

※2　令和2年4月1日以後は、附則により「6月」と読替（附則第66項）

（19頁下段～21頁） 非常勤職員期間の取扱い（通算）

・上記①～③の要件を満たし、「職員」とみなす非常勤職員（みなし職員）については、その要件を満たすまでの期間（勤続12月（6月）を超えるまでの期間）についても、みなし職員としての在職期間に通算する。（第7条の2第1項）

・また、みなし職員が引き続き常勤職員となったときは、みなし職員としての在職期間を常勤職員としての在職期間に通算する。

・勤続期間が12月（6月）に満たない非常勤職員であっても、引き続いて常勤職員として採用され、その非常勤職員としての期間と常勤職員としての期間とを合わせて12月（令和2年4月以後は6月）を超える場合には、その非常勤職員としての期間を職員としての在職期間に通算する。（第7条の2第2項）

【21頁中段】〈例2〉

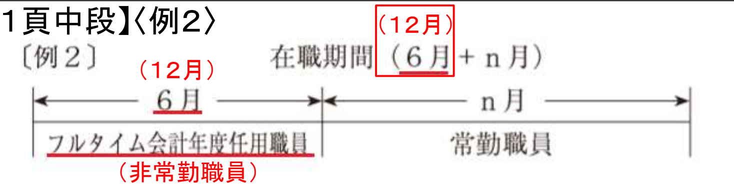

※　通算手続きに必要な書類は、32頁2(1)を参照

（2頁中段） 一般の退職手当の計算式

【2頁中段 抜粋】

退職手当＝基本額（退職日給料月額×退職理由別・勤続期間別支給率）

＋調整額（職務給の履歴をもとに算定） （第2条の4）

〈76頁参考〉

今回退職手当裁定額

新制度退職手当裁定額

退職日給料月額 ⇒ 391,600×47.709＋(32,500×60)×1/1 ＝ 20,632,844

基本額　　調整額

退職理由別・勤続期間別支給率

（14頁～15頁） 退職手当の調整額（職員の区分と調整月額）

【15頁 抜粋】

退職手当の調整額は，在職期間（平成8年4月1日以後：改正条例（平成18年条例第3号）附則第6条）の各月毎に，当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分～第8号 区分）に応じて定める額（調整月額）のうち，その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額になる。（第6条の4）

給料表	区　分	第１号	第２号	第３号	第４号	第５号	第６号	第７号	第８号	適　用
	調整月額	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0	H27.4.1
行(一)	新職務の級	９級	８級	７級	６級	５級	４級	３級	2，1級	
	旧職務の級	11級	10級	９級	８級	７級	６級	5，4級	3，2，1級	

職員の区分及び調整月額は、職務級により定められている。

⇒職務級が高いほど調整月額は高くなるため、多くの場合、

「調整額＝退職前60月分の調整月額の合計」となる。

（14頁～15頁） 退職手当の調整額（計算例①）

〈退職手当の調整額の計算例〉

・（旧）行（一） 6級 ～平成18年3月＝6号区分（27,100円）

・（新）行（一） 5級 平成18年4月～令和3年3月＝5号区分（32,500円） 24月

二番目に高い 60月－36月

・ 行（一） 6級 令和３年4月～令和6年3月＝4号区分（43,350円） 36月

一番高い

給料表	区 分	第１号	第２号	第３号	第４号	第５号	第６号	第７号	第８号	適 用
	調整月額	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0	H27.4.1
行(一)	新職務の級	９級	８級	７級	６級	５級	４級	３級	２，１級	
	旧職務の級	11級	10級	９級	８級	７級	６級	５，４級	３，２，１級	

退職手当の調整額＝43,350円×36月 ＋ 32,500円×24月

＝2,340,600円

18

（14頁～15頁） 退職手当の調整額（計算例②） 61歳定年の場合

〈退職手当の調整額の計算例〉 **61歳定年の場合**

・（旧）行（一） 6級 ～平成18年3月＝6号区分（27,100円）

・（新）行（一） 5級 平成18年4月～令和3年3月＝5号区分（32,500円） 12月

二番目に高い 60月－(36月＋12月)

・ 行（一） 6級 令和３年4月～令和6年3月＝4号区分（43,350円） 36月

一番高い

【60歳到達⇒役職定年・給料7割措置】

・ 行（一） 5級 令和６年4月～令和7年3月＝5号区分（32,500円） 12月

二番目に高い

給料表	区 分	第１号	第２号	第３号	第４号	第５号	第６号	第７号	第８号	適 用
	調整月額	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0	H27.4.1
行(一)	新職務の級	９級	８級	７級	６級	５級	４級	３級	２，１級	
	旧職務の級	11級	10級	９級	８級	７級	６級	５，４級	３，２，１級	

退職手当の調整額＝43,350円×36月 ＋ 32,500円×24月

＝2,340,600円

19

（14頁～15頁） 退職手当の調整額（支給の制限、除算）

・調整額の支給が制限される場合（第6条の4第4項・15頁下段（注1）（注2）①）

退職事由	勤続期間	支給制限（支給割合）
自己都合退職	10年未満	調整額なし
	25年未満	算出した調整額を2分の1した額
上記以外の退職	5年未満	算出した調整額を2分の1した額

・休職月等がある場合（第6条の4第1項・15頁（注3））

在職期間の除算の考え方にならって計算する。

〈例〉 休職期間 令和5年4月1日～令和5年9月30日 ⇒ 除算月数 6/2 ＝ 3月

（新）行（一） 5級 平成18年4月～令和3年3月＝5号区分（32,500円） 27月

二番目に高い 60月－33月

行（一） 6級 令和 3年4月～令和6年3月＝4号区分（43,350円） 36月－3月＝33月

一番高い

（14頁～15頁） 退職手当の調整額（特殊な計算を行うケース）

・在職期間が25年を超える第6号区分該当者

⇒その超える期間は第5号区分を適用する。（15頁下段（注2）②）

〈70頁 事例1〉

就職年月日：昭和61年4月1日 退職：令和6年3月31日 勤続年月：37年6月

（休職除算6月）

※平成23年10月から在職期間25年を超える

・新行（一）4級 平成18年4月～令和 2年3月 ⇒ 通常は「第6号区分」

(内、25年以内) 平成18年 4月～平成23年9月 ＝ 第6号区分

(内、25年超え) 平成23年10月～令和 2年3月 ＝ 第5号区分 12月

第5号区分 60月

（60月－48月）

・新行（一）5級 令和 2年 4月～令和 6年3月 ＝ 第5号区分 48月

⇒退職手当の調整額＝32，500円（第5号区分）×60月＝1，950，000円

（2頁中段） 一般の退職手当の計算式

【2頁中段　抜粋】

退職手当＝基本額（退職日給料月額×退職理由別・勤続期間別支給率）

＋調整額（職務給の履歴をもとに算定）　（第2条の4）

〈76頁参考〉

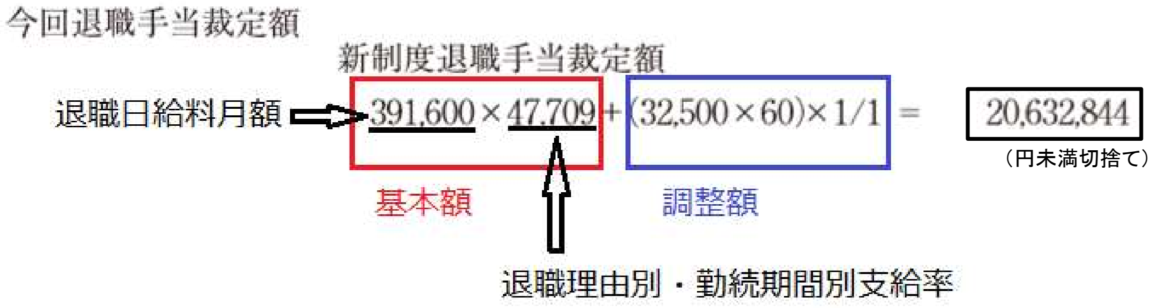

（33頁後段～35頁上段） 保障額の計算

〈76頁下段〉

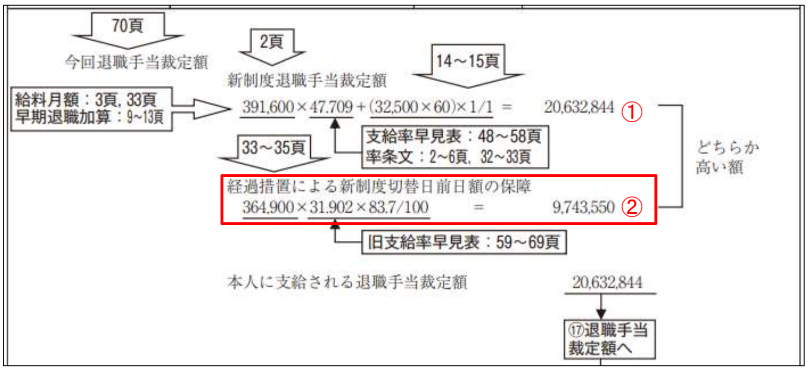

②について【平成18年3月31日時点（※）】　※　一部の団体は適用日が異なる

- 10年以上前の時点における勤続期間により計算されるため、この保障額が最も高くなることはない。
- 計算方法は、70頁を参照。

（76頁）退職手当からの控除について

〇退職手当から控除される主な額

・所得税・住民税（76頁⑱）

・共済組合等貸付金（76頁⑲）

退職日時点で未償還貸付金がある場合は、退職手当から控除し、本組合から共済組合等に直接支払う。

〈76頁中段右側〉

計算		結果
⑰ 退職手当裁定額		20,632,844 ←
控除額	⑱ 源泉徴収額	816
	市町村民税	900 （72～75頁）
	道府県民税	600
	⑲ 共済貸付	
	共済物資	
	公立学校共済	
	その他	
	計	2,316
⑳ 差引支給額		20,630,528

〇退職手当の支給方法

・差引支給額（76頁⑳）を、退職者本人名義の口座に本組合から直接振込み。

・振込口座は2つまで指定できる（76頁⑮、⑯）。

〈76頁中段〉

⑮ 振込先	キュウシュウ　カゴシマ	普通　1234	
口座名義	カゴシマ　イチロウ	振込金額	5,630,528
⑯ 振込先	ユウチョ　ナナキュウキュウ	普通　4321	
口座名義	カゴシマ　イチロウ	振込金額	15,000,000

24

（72頁～75頁）　退職手当に係る税金（退職所得金額）

〈76頁の裁定調書の退職者の例（75頁）〉

1　退職所得の金額（72頁(2)勤続年数6年以上）

〈72頁下段〉・**退職所得金額**（A）＝（退職手当額－退職所得控除額）× 1／2【千円未満切捨て】

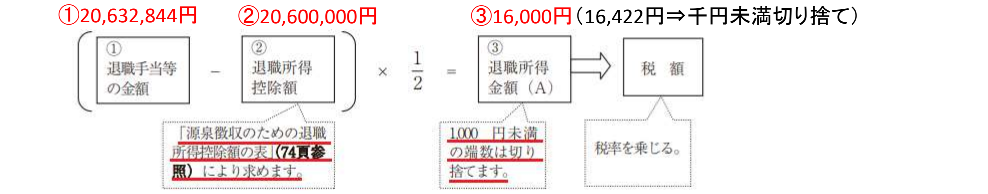

①退職手当等の金額：20，632，844円

②退職所得控除額：20，600，000円

・**勤続年数（税法上）**：38年

〈76頁中段〉 ⑬ 勤続年数（税法上） 38 年

・**退職の区分**：一般退職 ／ 障害退職

③退職所得金額：（①－②）×1／2＝16，422円

（千円未満切捨て）⇒16，000円（A）

〈74頁表　②退職所得控除額〉

平成11年4月以降分の源泉徴収のための退職所得控除額の表（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
38年	20,600	21,600
39年	21,300	22,300

25

（72頁～75頁） 退職手当に係る税金（所得税・住民税）

〈76頁の裁定調書の退職者の例（75頁）〉 ※前スライドから引き続き

２ 税額（73頁）

(1)所得税（73頁表） ※累進課税

【退職所得の源泉徴収税額の速算表】

Aの範囲	税額【一円未満切捨て】
1,950,000円以下	（A × 0.05 ）× 1.021
1,950,000円超 3,300,000円以下	（A × 0.10 － 97,500 ）× 1.021

・退職所得金額A（16，000円）は、73頁表の「1，950，000円以下」の範囲 ⇒ （A×0．05）×1．021＝**816円**

(2)市町村民税　A×0．06＝960円⇒**900円**（百円未満切捨て）

(3)県民税　A×0．04＝640円⇒**600円**（百円未満切捨て）

※「A＝0円」の場合（退職手当＜退職所得控除額）は、税金は0円となります。

（72頁～75頁） 退職手当に係る税金（パート等期間の取扱い）

【73頁下段 抜粋】

４ 勤続年数（税法上）

税法上の勤続年数は、休職期間は除算されず、期間に含まれる。ただし、専従（「他に勤務するためのもの」）は、除算され、期間に含まれない。 このスライド上で以後「パート等期間」という。

なお、同じ団体でパートタイム会計年度任用職員（パートタイムの非常勤職員）の期間がある場合は、退職手当計算上の勤続期間には含まれないが、税法上の勤続年数には含まれる。

該当する期間がある場合は、その期間を所属所長が証明する文書（在職証明書）を提出すること。

⇒税金の計算は、勤続年数が長いほど優遇される（税額が低くなる）。

≪パート等期間が算入されている場合の仮裁定調書の表示（抜粋）≫

【例】採用日：昭和61年４月１日　パート等期間：昭和60年４月１日～昭和61年３月31日

就職年月日	昭和 60年 4月 1日
退職日	令和 6年 3月 31日

差引在職年月数	38年0.0ヶ月
勤続年数	(税法上) 39 年

除算・減算期間	昭和60年 4月 1日～昭和61年 3月31日	01年0.0ヶ月

（37頁下段～40頁） 定年引上げ関係（60歳に達した職員の退職手当）

60歳に達した職員の退職手当については、以下の①、②が措置されている。

【37頁下段抜粋】

①60歳に達した日以後退職する職員を「定年扱い」とする。

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職（自己都合退職等）した者の退職手当の基本額については、定年退職と同様に算定する。
（附則第68項、第69項、第70項）

【38頁抜粋】

②定年引上げに伴う60歳到達者に対する「<u>給料月額7割措置」を、第5条の2（ピーク時特例）の対象とする。</u>（附則第72項）

○ 60歳に達した以後の退職手当の計算では、当該給料月額の減額措置による不利益がないように、ピーク時（減額前）における給料月額及び支給率を算定基礎に含めて退職手当の基本額の計算を行う特例（ピーク時特例）が適用される。

28

（37頁下段～40頁） 定年引上げ関係（ピーク時特例計算例①）

〈計算例①〉管理職以外の場合（勤続35年未満）

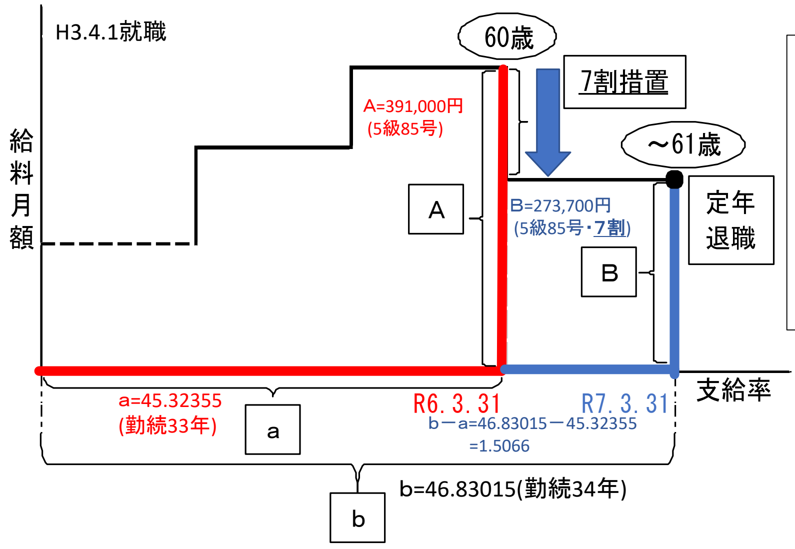

ピーク時特例による基本額
＝(A)×(a)＋(B)×(b-a)
＝391,000×45.32355
　＋273,700×(46.83015-45.32355)
＝17,721,508.05＋412,356.42
＝18,133,864円(円未満切捨て)

29

（37頁下段～40頁） 定年引上げ関係（ピーク時特例計算例②）

〈計算例②〉管理職が役職定年で降格した場合（勤続35年以上）

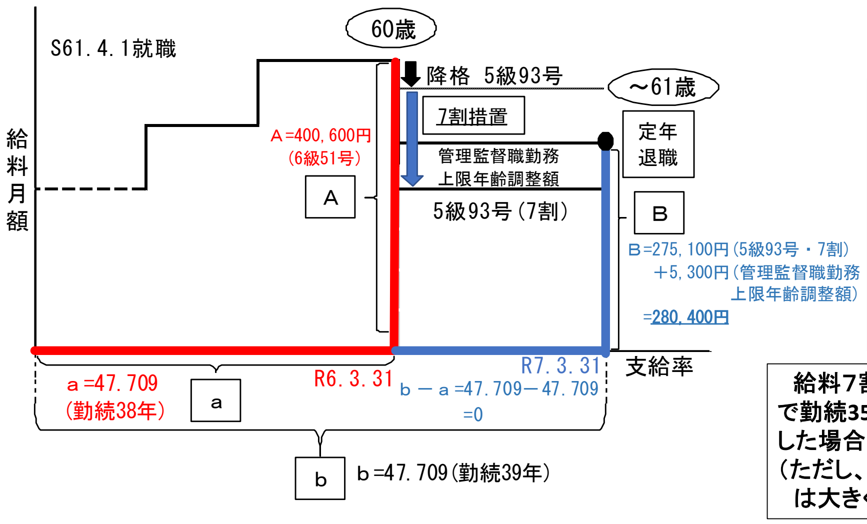

ピーク時特例による基本額
＝(A)×(a)＋(B)×(b-a)
＝400,600×47.709
　＋280,400×(47.709-47.709)
＝19,112,225.4＋0
＝<u>19,112,225円</u>（円未満切捨て）

給料7割措置の前日（例ではR6.3.31）時点で勤続35年以上である場合は、同日で退職した場合と同じ金額になる。
（ただし、勤続年数は長くなるので、税の控除は大きくなる。）

30

（37頁下段～40頁） 定年引上げ関係（ピーク時特例の特例措置）

【39頁中段】

○ 特例措置による計算(<u>ピーク額が7割措置前日より前である場合</u>) <u>独自規定</u>（附則第78項）

給与改定以外の理由（わたり是正・希望降任等）により、7割措置前日までの在職期間中に給料月額の減額を受けたことがある者について、その減額日前日の給料月額が、7割措置前日の給料月額より多いときは、特例措置として基本額を3段階で計算する。

この特例措置は、<u>国家公務員の退職手当の規定では、上述のように7割措置前日までにピーク額がある者の定年退職時の退職手当額が、60歳到達年度の退職手当額を下回る場合がある</u>ことを受けて、本組合が独自に措置したもの。

【ピーク時特例の特例措置による計算式】
退職手当の基本額
＝ ピーク時（減額前）給料月額（A）× ピーク時までの勤続期間に応じた支給率（a）
＋
7割措置前日給料月額（B）×（7割措置前日までの勤続期間に応じた支給率（b） − ピーク時までの勤続期間に応じた支給率（a））
＋
退職日給料月額（C）×（退職日までの勤続期間に応じた支給率（c） − 7割措置前日までの勤続期間に応じた支給率（b））

31

（37頁下段～40頁） 定年引上げ関係（ピーク時特例計算例③･独自規定）

〈計算例③〉7割措置前日までの期間中に減額がある場合（勤続35年未満）

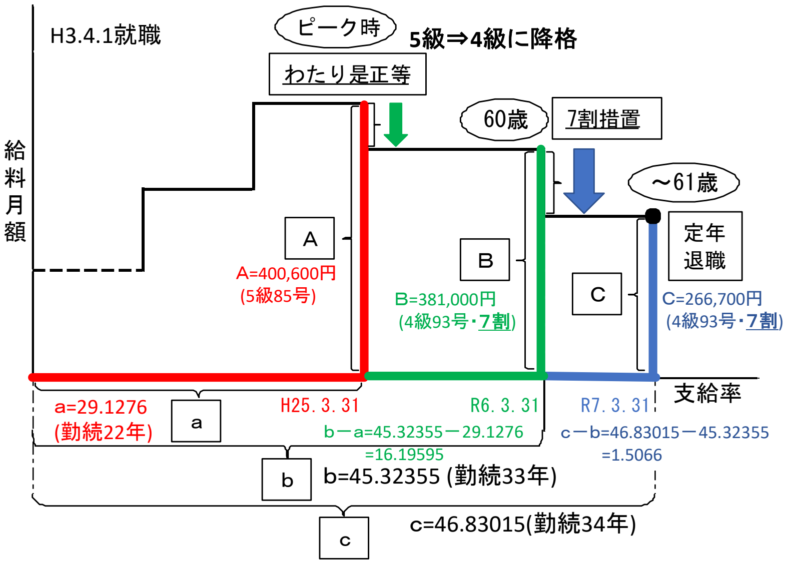

ピーク時特例の特例措置による基本額

＝(A)×(a)＋(B)×(b-a)＋(C)×(c-b)

＝400,600×29.1276

＋381,000×(45.32355-29.1276)

＋266,700×(46.83015-45.32355)

＝11,668,516.56＋6,170,656.95

＋401,810.22

＝<u>18,240,983円</u>(円未満切捨て)

<u>〈比較〉特例措置がない場合</u>

ピーク時特例による基本額

＝(A)×(a)＋(C)×(c-a)

＝400,600×29.1276

＋266,700×(46.83015-29.1276)

＝11,668,516.56＋4,721,270.085

＝<u>16,389,786円</u>(円未満切捨て)

（78頁）事務手引き

【78頁上段抜粋】

1 －(1) 退職手当請求必要書類

①職員退職報告書	⑧認定通知書の写し（応募認定退職のみ）
②退職手当請求書	⑨市町村職員共済組合貸付控除
③履歴書（給与簿，発令歴，人事台帳等）	⑩公立学校共済組合貸付控除
④通帳の写し（A4サイズ）	⑪鹿児島県市町村職員互助会貸付控除
⑤退職所得の受給に関する申告書	⑫特別職の場合，給与条例の写し
⑥退職勧奨の記録（勧奨退職のみ）	（⑥ ～ ⑪は該当者のみ）
⑦募集実施要項の写し（応募認定退職のみ）	

- ①～⑤は必須書類
- ⑥は勧奨、⑦～⑧は応募認定について必要
- ⑨～⑪は未償還貸付金がある職員について必要
- 様式作成の際は、75～79頁の記入例を参照

最後に（皆様へのお願い）

（退職手当の支払時期について）

- 4月は3月末退職者の請求が集中するため、退職手当は、請求書類が整った団体から順次送金いたします。
- そのため、4月末（書類が整わなければ5月）の支払となることもありますので、退職手当の利用については、余裕を持った計画を立ててくださるようお願いします。
- 担当者様におかれては、4月中にお支払いできるよう、不備・不足がないことを確認の上、請求書類をご提出くださるようお願いします。

（仮裁定調書について）

- お配りした仮裁定調書については、その額の支払を保障するものではありません。
- 人勧等で給料月額の変動などがあれば、額が変動します。

34

担当者様向けの補足①（各種制度）

- 特別の退職手当（22頁～24頁上段）

①予告を受けない退職者の退職手当：
「解雇予告手当（労働基準法第20条）の額＞退職手当の額」となる場合に支給。
懲戒免職や条件付職員を解雇（分限免職）した場合などに該当しうる。

②失業者の退職手当：**「失業給付（雇用保険法）の額＞退職手当の額」**となる場合に支給。
懲戒免職被処分者や勤続期間の短い自己都合退職者が該当しうる。

- 退職手当の支給制限（25頁～31頁）

①全部又は一部不支給：懲戒免職の場合、退職前又は支給前に禁錮以上の刑に処された場合などに該当しうる。

②支払差止め：起訴され刑事罰確定前に退職の場合、支給前に逮捕された場合、退職者につき在職期間中に犯罪があると思料される場合などに該当しうる。

③返納：支給後、在職期間中の刑事事件につき禁錮以上の刑に処された場合、懲戒免職相当の行為をしたと認められる場合などに該当しうる（死亡後の返納規定もあり）。

35

担当者様向けの補足②（事務手引き）

・特別職の退職手当（41～42頁）

再任の場合であっても、任期ごとに支払う。

また、給料を減額中の場合であっても、減額前の給料月額で算定する。

・フルタイム会計年度任用職員に係る報告等（35頁～37頁）

就職報告：要件を満たしたときに、35頁2（1）の書類ア～エを提出

退職報告：任期終了又は自己都合退職の際に請求書類を提出（常勤と同様）

※ 引き続き再度任用の場合は退職手当を支給せず、次の任期に通算

・その他の報告に係る提出書類（78頁後半）

職員の異動があった際は、該当する必要書類を提出

36